

歩行者利便増進道路『ほこみち』について(土木総務課)

歩行者利便増進道路制度『通称ほこみち制度』は、歩行者が快適に滞在・回遊できる道路空間の整備を図るもので、テラス営業などを目的としたテーブルやイスなどの設置が**道路占用許可**で可能となり、沿道の賑わい増進・地域活性化につながります。

《運用開始までの手続き》

道路指定 ⇒ 特例区域 (占用できる区域) の指定 ⇒ 道路占用許可

■現在の状況■

《①道路占用実施中》

- ・新市街下通2丁目第1号線
(サンロード新市街)

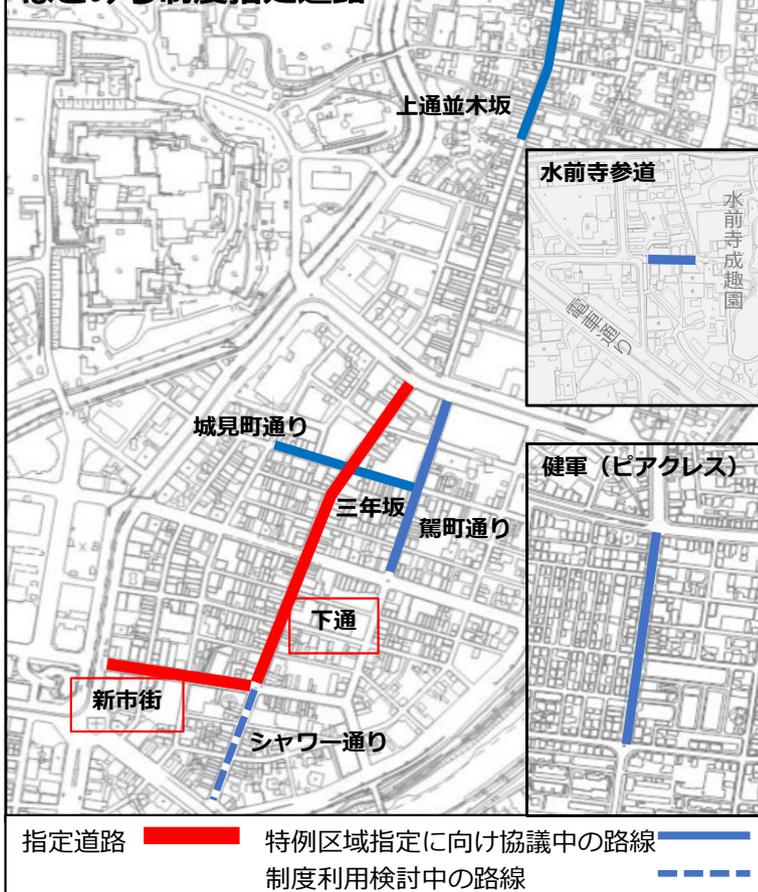
《②道路占用について協議中》

- ・手取本町新市街第1号線
(下通アーケード)
⇒道路指定及び特例区域の指定協議を終え、道路占用開始に向けて各街区と協議中。

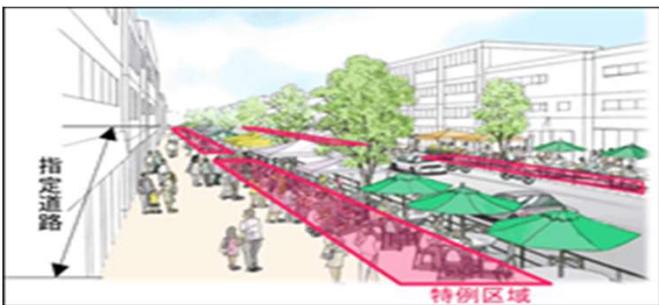
《③特例区域の指定に向け協議中》

- ⇒道路指定協議を終え、地元及び関係機関等と特例区域の指定に向けて協議中。
- ・上通町上林町第1号線
(上通並木坂)
- ・花畑町安政町第1号線
(城見町通り) (三年坂)
- ・手取本町下通2丁目第1号線
(駕町通り)
- ・東町1丁目画図東2丁目第1号線
(健軍ピアクレス)
- ・水前寺公園第1号線 (水前寺参道)

ほこみち制度指定道路



ほこみち制度のイメージ



地元商店街等の団体との連携により“昼も夜も誰もが歩いて楽しめる魅力的な道路空間”を創出します。

(なお、新市街・城見町・シャワー通りを除くエリアで実施中のコロナ占用緩和措置の期限は、令和4年9月30日から令和5年3月31日に延長されました。)

“ほこみち”のロゴマーク
「ほこみちくん」



※ほこみち制度による占用許可の条件

占用者：地元商店街等の団体若しくはその他法人、企業等

占用場所：歩行者利便増進道路における特例区域内

占用期間：1年以内の期間

占用許可対象物件：椅子、テーブル、売台、案内板、その他これらに類するもの

占用料について

占用料については、条例に定める額の10分の1とする。

※国の通達：占用区域以外の除草、清掃等が行われる場合は、占用料の90%を減額するもの。〈通知：国道利第24号等〉

【熊本市】

熊本市道路占用料徴収条例における道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物「その他のもの」を適用し、占用面積に応じて占用料の徴収を行う。

【占用料】

○160円/m²・年（1,600円の1/10）

ほこみち制度においては、占用期間について占用者が長期的な事業計画にも取り組みやすい環境となるよう、一般的には5年以内の占用期間としている。許可期間が長期に及び期間内に物件の入れ替わりが想定されるため、物件の入れ替わりの都度、変更申請を占用者に求めることは占用者に大きな負担を強いることとなる。よって、本市においては試行的段階であることも踏まえ単年許可とし、占用料については、物件ごとではなく、イベント占用の際に適用していた、占用面積に応じた徴収を行うもの。

～他都市参考～

【姫路市】

物件の種別に応じて物件ごとに占用料の徴収を行う。

【占用料】

- ① 広告塔：1年あたり 690 円/m² ※表示面積が 10 m²以上のもの
看板：1年あたり 820 円/m² ※表示面積が 10 m²以上のもの
- ② ベンチ、街灯等：1年あたり 290 円/m²
- ③ 標識：1年あたり 250 円/本
- ④ 食事・購買施設：1年あたり 1,000 円 /m²
- ⑤ イベントに伴い設けられるもの：1月あたり 90 円/m²

※出典：姫路市道幹第1号線（通称：大手前通り） 公募占用指針

【新市街3番街_占用料】

○現在：237m²×160＝**37,920円/年**（面積に応じて）

○姫路市と同様に物件ごとに占用料の徴収を行った場合。
35,350円/年

（熊本市道路占用料徴収条例に記載された額の1/10）

広告塔：770円/m²・年

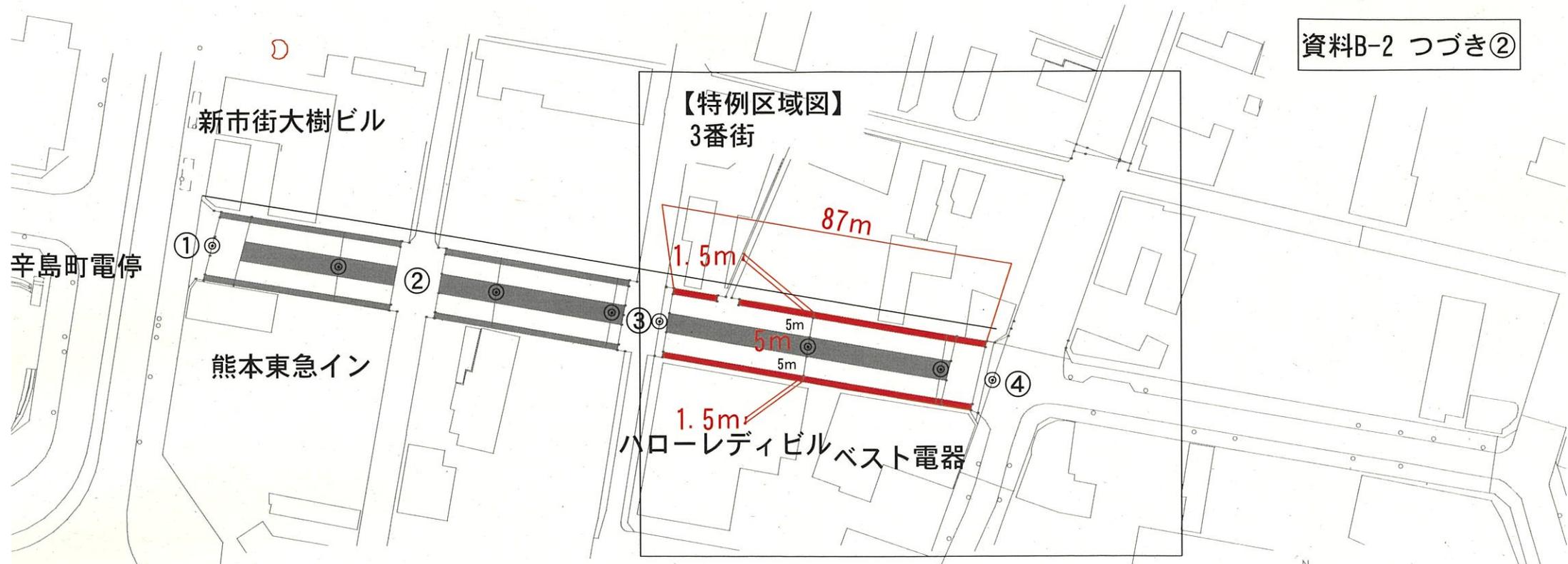
看板：770円/m²・年

ベンチ、街灯等：160円/m²・年

標識：130円/本・年

食事、購買施設：77円/m²・月

イベントに伴うもの：160円/m²・年



新市街アーケード
S:1/1000

3番街
 特例区域：600㎡
 占用面積：237㎡
 利用店舗：15店舗
 占用物件：売り台、ベンチ、案内板等



全体



ベンチ・案内板



売り台